

福島第一原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年12月10日

東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機(以下「当該機」という。)は、平成19年8月31日から平成19年12月中旬までの予定で原子炉を停止し、第22回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、今停止期間中に、高経年化対策として長期保全計画に基づき、原子炉格納容器鋼板の肉厚測定等を実施するとともに、タービン系配管等については、長期計画に基づく配管肉厚測定を実施するなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

一方、当該機の今定期事業者検査期間中において、残留熱除去系熱交換器の海水流量調整弁の弁棒が折損している事が確認され、その後2号機においても同様に弁棒の折損が確認されており、事業者においては、設計段階での慎重な対応や、不適合事象の根本的な原因分析、迅速な他プラントへの水平展開ができる仕組みの強化が求められている。県としては、引き続き、その取組状況等について確認していくこととする。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

また、7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、柏崎刈羽原子力発電所で様々なトラブルが発生するとともに、原子炉建屋で設計時に想定された地震動を超えた揺れが観測されるなど、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼が根底から揺るがされる事態を踏まえ、事業者は、「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について改善計画を策定し、化学消防車の配備などの取組みを進めてきているが、今回の想定外の事態が発生したことを踏まえ、海域、陸域の追加の地質調査に予断を持たずに取組み、最新の知見を適切に反映した耐震安全性の再評価を早急を実施するなど、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上の取組みを一層強化することが強く求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、適切に対応していくこととする。